

図書館利用規則の一部を改正する規則の制定について

令和3年3月10日
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課
電話：043-223-4070

1 趣旨

県立図書館の利用者サービス向上のため、現在の個人貸出しの規定を見直し、非来館による利用者の利便性を高めるよう、「図書館利用規則」の一部を改正する。

2 改正理由

- (1) 来館を前提にした資料貸出券交付申込手続きの制限緩和
- (2) 来館しにくい県民や、感染症などの拡大防止、風水害等による被災等のため一時的に図書館を利用しにくくなる県民に対する柔軟な対応

3 改正内容

(1) 資料貸出券交付申込み制限の緩和

来館を前提とした規定となっている資料貸出券交付申込みについて、郵送による手続きを定めることで、来館せず郵送により申し込むことができるようにする。

郵送による申込みでは、資料貸出券交付申込書とともに身分証明書等の写しを提出することにより、本人とその居住を確認する。

(2) 新たな個人貸出し規定の追加

感染症や風水害等、県民の利用状況等に応じて、館長が特に必要があると認めた場合、一定期間、個人貸出しの冊数と個人貸出期間を緩和できる規定を追加する。

4 施行期日

令和3年4月1日

○図書館利用規則（昭和六十二年千葉県教育委員会規則第一号）

新旧対照表

新	旧
<p>(個人貸出し)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 資料の個人貸出しを受けようとする者は、資料貸出券（別記第二号様式）の交付を受け、これにより申し込まなければならない。</p> <p>3 前項の資料貸出券の交付の申込みは、資料貸出券交付申込書（別記第三号様式）によるものとする。この場合において、当該申込みをしようとする者は、身分証明書、運転免許証その他の本人及びその居住を確認できるものの提示（郵送により当該申込みをしようとする場合にあつては、その写しの提出）をしなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 個人貸出しを受けることのできる資料の数は、一人一回につき五冊（図書以外の資料の数を含む。）以内とする。ただし、館長は、特に必要があると認めるときは、その数を増やすことができる。</p> <p>6 個人貸出しの貸出期間は、二週間（館長が特に必要があると認める場合にあつては、二週間を超え館長が定める期間）以内とする。ただし、貸出期間内に当該個人貸出しを受けた者から申出があつたときその他館長が特に必要があると認めるときは、二週間（館長が特に必要があると認める場合にあつては、館長が必要と認める期間）以内に限り、その貸出期間を延長することができる。</p>	<p>(個人貸出し)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 資料の個人貸出しを受けようとする者は、資料貸出券（別記第二号様式）の交付を受け、これにより申し込まなければならない。</p> <p>3 前項の資料貸出券の交付の申込みは、資料貸出券交付申込書（別記第三号様式）によるものとする。この場合において、当該申込みをしようとする者は、身分証明書、運転免許証その他本人及びその居住を確認できるものを提示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 個人貸出しを受けることのできる資料の数は、一人一回につき五冊（図書以外の資料の数を含む。）以内とし、その貸出期間は二週間以内とする。ただし、貸出期間内に、当該個人貸出しを受けた者から申出があつたときは、二週間以内に限り、その貸出期間を延長することができる。 (新設)</p>

附 則

令和三年四月一日から施行する。